

## 令和5年第1回定例会

令和5年第1回菊池市議会定例会は、2月17日から3月17日まで29日間開催されました。

今回の議会において、主だった議案は令和4年度一般会計補正予算および、令和5年度の一般会計当初予算です。

令和4年度の一般会計補正予算では、**13億4,130万円**が減額され、一般会計予算の総額は**287億3,110万円**になりました。

補正予算の主なもの、執行額確定による不要額の減額ですが、用地協議に不測の期間を要したことや、落札業者廃業による事業実施時期変更のための減額です。

令和5年度の当初予算は、**273億6,600万円**が計上されました。

### 各種団体との意見交換会を行いました。

コロナ禍により、3年間ほど議会報告会が開催されずにいましたので、新しい取り組みとして各種団体（10名程度）との意見交換会を行いました。

私が所属する経済建設常任委員会では、有害鳥獣対策をテーマに、JA菊池、森林組合、農業共済組合、捕獲協議会の4団体と意見交換会を行いました。その内容を抜粋してお知らせします。

捕獲しても埋めるのが大変。ジビエ処理加工施設があればありがたい。

山鹿市など隣接する地域で、所有者は菊池市住民だが土地が他の自治体の場合、柵の補助が出ないため、属人で判断して対象してほしい。

鉄砲の弾が急騰していて、一発450円もするが、報奨金も出ないとすると、捕獲意欲は低下する。

次に、半導体関連企業進出に伴う経済対策について、建設業協会、企業連、商工会の3団体と意見交換会を行いました。

各団体とも、菊池市は近隣の自治体と比べて乗り遅れ・出遅れ感がある。

菊池市は住宅開発に重点を置くのであれば、市は上下水道のインフラ整備を早急に行うべき。

菊池市の方向性が見えない。市の方針を定期的に各関係業界には明らかにするべき。

行政の窓口をきちんとすべき。また、行政だけでわからないなら不動産の専門も入れるべき。



### 《四季の里旭志の民間への売却が決定！》

四季の里旭志は、合併前の平成元年「ふるさと創生1億円」制度を活用した事業であり、平成7年度にオープンした施設で、総事業費は約19億4千万円です。

施設の運営は、平成7年度～平成22年度まで、第三セクター「四季の里旭志」により管理され、その間、非常に厳しい経営を強いられた状況下、運営資金枯渇の可能性があったことから、平成20年度には市より出資金6千万円の追加出資を行ったものの、経営改善には結び付かず、臨時の株主総会を経て、平成22年3月に第三セクターを解散し、平成22年4月から現在までの13年間は民間に指定管理者として運営は委託されています。

合併以降、現在までの18年間で、管理委託料のほか、施設修繕や改修工事費、追加出資の6,000万円を含めると、支出総額は6億円を超え、今後更に多額の費用を投じていく必要があることから、「四季の里旭志」の施設売却となりました。



### 【政治倫理条例検討特別委員会を設置】

令和3年12月定例会全員協議会において、菊池市政治倫理条例および同条例施行規則の解釈について、議会運営委員長から報告がありました。

内容は、政治倫理審査会への調査請求に関して、市民に係る施行規則選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署とされていますが、議員が調査請求する場合は、議員定数の5分の1（現状4人で可能）の連署をもって行うことができることを、議会運営委員会で決めたとのことでした。

条例が改正されるや否や、議員から調査請求が出されました。そうすると乱発は避けられず、政治倫理審査会からは、市議会に付言が出され、政治倫理条例の見直しを行うことになりました。

私は議員が調査請求する場合でも、100分の1の連署に戻せばいいだけだと考えます。

# 市政通信

菊池市政に民間企業での経験と、市議会議員としての4年間の経験で  
意思決定・政策のチェックの場に、培った視点を活かします

令和5年3月議会 vol.15

## 福島ひでのり

### 《令和5年度の施政方針における主だった施策》

①有害鳥獣対策として、本年度から2年間でイノシシおよびニホンジカ捕獲の重点期間と位置づけ、**捕獲報奨金を増額した捕獲強化計画の策定。**  
👉これは評価できます。



②菊池溪谷内のトイレを中心とした環境整備の着手。  
👉特に外国観光客にとってトイレは重要です。



③高齢者等の情報弱者に対して、防災情報を確実に受取ることができるよう、個別受信機の貸与事業を迅速に進め、支援体制の充実を図る。  
👉対象が**75歳以上のみの世帯**とされている根拠が不明です。



④地域公共交通については、アンケート調査などを踏まえ、市民ニーズにあった公共交通施策の改善に着手。  
👉交通弱者はもちろんのこと、**いろんな意見やアイデアを反映していくことが大事です。**



福島ひでのり.com

もしくは、右のQRコードを読み取って、ホームページやLineにアクセスしてください。



連絡先

〒861-1357 熊本県菊池市七城町高田 640-1

TEL: 090-5288-2466 (携帯)

e-mail: kenfuku2001@yahoo.co.jp

発行者: 菊池市議会議員 福島英徳

# 市民の声を市政に活かす、一般質問

## 菊池市の河川管理委託のあり方について

**福島：**これまでの一般質問に対する答弁内容に納得がいかないのと、七城の区長会をはじめ、市民の方からも要望されていますので、七城地区河川管理について質問します。

契約に至るまでの経緯についてですが、河川管理に関して全く実績のない、ふるさとコスモスマつり実行委員会と、市側から提示した予定額と同じ金額で随意契約をすることは通例なのか、考えをお聞かせください。

**建設部長：**今回の単独契約に関しては、草刈り作業が主体で、特殊な技術は必要ないため、地域に精通した七城ふるさとコスモスマつり実行委員会への委託を行っている。発注に関しても審査会等に諮り決定しているので、何ら問題はないと考えている。

**福島：**ある業者しかできない技術やノウハウ等がある場合は、特例としてその業者と一者単独の随意契約を行うこともあるでしょうが、一般的には最低二者以上からの相見積もりを取り、安価で、かつ実績のある業者を選定するのが通常ですが、自治体の場合は、このような官製談合ともとれる契約システムなのかと思い、市役所OBの数名に確認したところ、今回の契約のあり方は間違っていると異口同音で示されました。

しかし、今回の河川管理契約のあり方には、何ら問題ないと、先ほども答弁されました。また市長も同様の答弁ですので、全く実績のない業者と事前協議を行い、市からの予定額と同額で随意契約が行えるのであれば、菊池市には入札制度は必要ないということになります。よって、公共工事の委託は、実績は関係なく、市が選出した企業や団体と一者単独で随意契約を行えばいいと解釈しますが、部長の考えをお聞かせください。

**建設部長：**七城地区の河川を熟知していること、地元への熱意などを総合的に判断し、指名審査会

に諮って、その指名をしていただいた。

**福島：**12月議会の部長答弁では、5月、7月、9月の草刈りに対して、委託先から完了報告書が提出され、それに基づき検収を行い、6月、8月、10月に支払っているとのことでした。完了報告書を受取った後に、担当課は検査を行ったのか、検査方法をお聞かせください。

**建設部長：**委託先が写真を撮り、それを担当課に提出され、その写真により判断して、検査完了としている。

**福島：**菊池市管内堤防等周辺美化委託（七城工区）契約書には、委託者と受託者は、菊池市標準業務委託契約約款の各条項および公正な委託契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとすると書かれています。

約款の、＜検査及び引渡し＞第11条に、受託者は業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。委託者は業務完了報告書を受理したときは、10日以内に確認のため検査を行わなければならない。受託者は、検査の結果不合格となり、補正を命じられた時は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。苦情が多かったあの草刈りだったにもかかわらず、よく合格したものです。

＜契約不適合責任＞第14条には、委託者は、品質に関して契約の内容に適合しない場合は、受託者に対し、履行の追完および損害の請求をすることができる。委託者は追完がないときには、不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。とあります。先ほどの部長答弁では、この約款を履行してないんじゃないですか。約款を履行してなくて、委託料を全額支払うことができた理由をお答えください。

**建設部長：**検査については、着工前と完了の写真と比較して、その出来具合を確認したうえで、できているという形で検査を実施している。

**福島：**私部長、これは委託ですよ！会計年度職員さんではないんです！委託した工事を委託先から写真をもって、それで確認しましたって、これが本当に検査したといえるのですか。到底履行されていないと私は思います。

菊池市においては、適正な公共事業の委託契約が行われているのか、甚だ疑問が残ります。官製談合ともとれる契約そのものが問題だと思いますし、全く実績のない業者への発注により、多くの市民から苦情が寄せられているのは何度も申しました。よもや、新年度も同じ業者と同様の契約はなされないとと思いますが、部長の考えをお聞かせください。

**建設部長：**令和5年度も、引き続き七城コスモスマつり実行委員会への委託を計画している。

**福島：**これまで3回にわたり、菊池市管内堤防と周辺美化委託のあり方について質問をしてまいりました。的を射ない答弁が繰り返され、誰の目にもあり得ないと映るであろう契約や、約款を無視しての委託料支払いなど、多くの問題提起をしたにもかかわらず、一向に改善する姿勢が見られないことは非常に残念で仕方ありません。

## 七城地区の地下水対策について

**福島：**平成27年度、平成28年3月24日に菊池市地下水対策協議会条例が制定されました。この条例に基づき、平成28年度から学識経験者の意見を参考にして、上水道施設を有していない七城地区の地下水調査を実施されていますが、条例制定後から本年度、令和4年度で7年が経過しますが、その間、どのような調査を行い、対策を講じてこられたのかをお示しくください。

**市民環境部長：**熊本大学との共同研究による、七城地区全38行政区の定点地下水調査により、各地点における硝酸態窒素濃度の推移など、継続的なモニタリング調査および分析を行っている。

地下水に関しては、季節ごとの降水量などによる水量・水質の揭示変化が見られ、長期的なモニタリング調査等を実施する必要があることから、

平成28年度から令和2年度までの5年間で第1期調査として行い、令和3年度から令和7年度までの新たな5年間で第2期調査と位置づけ、継続した調査を行っている。

市営上水道設備の整備が考えられることから、七城地区関係住民の皆さまを対象とした、上水道事業に関する意向調査実施している。

本事業は「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、全市的な環境保全を図りつつ、農家の方々にも寄り添った取り組みとして、関係部局と連携した対応を図っていく。

**福島：**亜硝酸態窒素とアミノ類などの有機物質と反応することによる影響は理解していますが、硝酸態窒素そのものがヒトにどのような影響があると考えられていますか。

**市民環境部長：**ヒトが硝酸を口にした後、場合によって口や胃の中などの体内における微生物の働きで、亜硝酸に変換され有害性が問題にもなる。

健康な成人であれば、大量の硝酸を一度に体内に取り込まなければ、メトヘモグロビン血症などの症状を発症することは、稀だといわれている。

**福島：**地下水がヒトに対して、どのような影響を与える可能性があるのか、7年間の調査内容を、関係する文献とも照らし合わせて、何をどのように行えば安心・安全なのかを示す必要が行政にはあると思います。

七城の方々のほとんどは地下水で生活しております。地下水の中には多くの一般細菌や微生物が含まれています。

市長は常々、移住定住を唱えられていますが、上下水道が整っていない地域に人々は集まると思いますか？上水道は必要ないとおっしゃる方もいるでしょうが、もっと行政区ごとの意見を聞き、上水道の必要性を伝え、七城地区に上水道の早期設置を求めますが、考えをお聞かせください。

**水道局長：**地下水の硝酸態窒素濃度が高い12行政区を対象に上水道に係る意識調査を実施した。

結果は、回答率43.3%。うち市営水道事業が必要との回答が43.6%。このような結果も踏まえ、七城地区の市営水道整備を行うか否か考えている。